

中国実用新案の進歩性判断について

2013年08月05日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

中国特許庁（SIPO）は、特許出願の審査をますます厳しくし、補正についても非常に厳しく対応している状況にあります。このことが、特許出願の登録率の低下の要因となっています。また、覆審（審判）手続の段階においても、補正可能な範囲が狭いために、特許が無効にされる割合が高くなる傾向にあります。

一方、実用新案登録出願においては、初歩審査が実施されます。この初歩審査においては、方式が要件を充足しているか否かと、考案が新規性を明らかに具備していないか否かが審査されるのみです。

また、実用新案については、実用新案権を侵害した場合に高額な賠償金の支払が命じられる判例も少なくなく、実用新案制度が見直され高く評価されており、出願件数も非常に多いものとなっています（後述の(2-2)参照）。

無効審判請求件数が実用新案権件数に占める割合は低く（1%未満）、統計上、たとえば、2002年から2011年の間に審決が確定した9532件の実用新案権の無効審判請求のうち、無効と審決された実用新案権が同時期の実用新案登録出願件数に占める割合は**0.3%未満**に過ぎません。このように、実用新案権の権利の安定性は高く、無効審判が請求される比率と無効審判成立の比率とのいずれもが低いことが統計データによって示されています。

但し、後述するように（「[3. 実用新案の進歩性判断](#)」を参照）、実用新案の進歩性判断については、適切に内容を理解し、出願書類の作成や審判手続に対応することによって、無効審判にも耐え、より安定性の高い実用新案権を取得することが可能となります。

【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.